

東京電機大学 中学・高等学校同窓会

クラス会およびクラブ・同好会・OB・OG 会援助規則

(目的)

第1条 クラス会、合同クラス会、クラブ・同好会・OB・OG会(以下各会合という)の
会員相互の親睦を図る活動に対して援助することを目的とする。

(名称の定義)

第2条 各会合の名称は、下記内容を言う。

1. クラス会とは、卒業した年次の卒業した学科(クラス単位)の人が集う会合。
但し、在学中のクラス替え前のクラス会も含む。
2. 合同クラス会とは、卒業した年次の複数クラスの人が集う会合(たとえば、退任する先生を囲む会)
3. クラブ・同好会・OB・OG会とは、同窓の同じクラブの人が集う会合。

(援助基準)

第3条 クラス会およびクラブ・同好会・OB・OG 会開催に当たり、

但し、卒業年次の在学学年クラス会も含む会合を開催に当たり、次の基準に基づき援助を

1. 援助は、年度内(4月1日～翌年3月31日まで)に1回とする。
卒業年次のクラス会、在学年次のクラス会について、組替えをしている場合は、それぞれ独自のクラス会として扱い、援助を行う。
卒業年次のクラス会、在学年次のクラス会について、組替えをしていない場合は、卒業年次のクラス会のみ、援助を行う。
2. クラス会、およびクラブ・同好会・OB・OG 会開催の申請手続きが完了していること。
3. 各会合とも開催時10名以上の参加者があること。但し、既に会員が10名に満たないクラス、クラブ・同好会・OB・OG の場合その旨を届出、同窓会会長の承認を得た場合その限りではない。

(申請手続き)

第4条 開催日の1週間前までに、次の事項をHP 文書又は、FAX で校友会内中学・高等学校同窓会事務局に申請する(2017年04月01日～東京電機大学中学校・高等学校 事務室でも可能)

① 卒業年および卒業学科

卒業年次以外のクラス会の場合は、卒業年、学科名、何年何組

卒業年次と組替えをしていることがわかるよう、卒業年次のクラスメイト全員の氏名リストと、今回開催するクラス会のクラスメイト全員の氏名リストを提出すること。

クラスメイト全員とは、在校当時に、クラスに在籍していた人全員のことである。

今回のクラス会に参加者する人とは違うので、注意必要。

② 開催日時および開催場所

③ 代表者氏名および連絡先

④ 通知者数

⑤ 招待する先生のお名前

(援助事項)

第5条 各会合の開催にあたり、第4条の申請手続きが完了の場合は、次の援助を行う。

1、クラス会、クラブ・同好会・OB・OG 会を開催するときは、お祝い金として、1.5万円を支給する。但し、通信費は支給しない。

2、合同クラス会(例えば退任する先生を囲む会や学科別同窓会を含む)を開催するときは、お祝い金として、クラス数×1.5万円を支給する。

但し、4.5万円(3クラス以上)を限度とする。また、通信費は支給しない。

3、合同クラス会を開催した後、同じ日にクラス会を開催する場合、クラス会の方の援助はしない。

(会合の報告義務)

第6条 クラス会開催後、クラブ・同好会・OB・OG会開催後または合同クラス会開催後、代表者は、参加者の名簿及び、報告書、写真を開催日後2週間以内に同窓会事務局に提出する。

また、2週間以内に提出されない場合、次年度以降の当該会合に対し、お祝い金は支給しない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、幹事会で定める。

付 則

この規則は、平成16年 2月 4日より施行する

平成27年 4月 1日一部改定

平成30年 4月14日一部改定